

芽室町飲用水施設整備事業補助金交付について

■目的

未給水区域に居住する方が、飲用水を確保するために実施する井戸等の給水施設整備事業に対し、事業費の一部を補助する。

■対象者

未給水区域に居住し、井戸により飲用水を確保している個人

※申請後5年以内は対象外

※業務用、別荘、賃貸住宅等の給水施設は対象外

■対象経費

井戸の掘削費及び井戸使用に伴うポンプ整備費

■補助額

対象経費の1/2以内 上限額 150万円

※井戸を共同設置する場合は、1戸あたりの上限額が150万円

■実施時期

令和5年4月を予定

新旧制度比較表

項目	現行制度	新制度
回数	1世帯1回限り	回数制限なし (ただし、補助を受けて5年間は対象外)
対象経費	飲み水の確保のための深井戸の掘削及び井戸使用に伴うポンプ整備に要する経費	飲み水確保のための井戸掘削及び井戸使用に伴うポンプ整備に要する経費(ポンプのみの整備も可とする)
金額	1/2以内 (上限 150万円)	1/2以内 (上限 1戸あたり 150万円)